

桐生市

子ども・子育て支援事業計画

概要版

子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生
【平成27年度～平成31年度】



桐生市

1

子ども・子育て支援新制度がスタートしました

子どもの育ち、子育てをめぐる環境

近年、全国的には、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、身近な親族や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援を得ることが少なくなっているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、依然として経済状況や企業経営を取り巻く環境は厳しく、共働き家庭が増える一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

さらに、少子化により、児童数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子育てで家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も増加しています。

子ども・子育て支援新制度とは

国では、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を成立しました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。



子ども・子育て関連3法とは

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

『子ども・子育て支援新制度』のポイント

- 質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供
 - ・ 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を促進するとともに、子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）に基づき、地域のニーズに対応する中で、教育と保育の総合的な提供を推進します。
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・ 保育の場を増やし待機児童等を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
 - ・ 幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図り、教育・保育の質的改善を図ります。
- 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・ すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援センター等の充実を図ります。

2 『桐生市子ども・子育て支援事業計画』の策定

本市では、子どもが安心して育まれるとともに、集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、行政や地域社会をはじめ社会全体で子どもの育ちと子育てを支援し、すべての子どもの健やかな育ちを実現するために、『桐生市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

『桐生市子ども・子育て支援事業計画』

子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の提供について定める計画です。

桐生市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限立法でしたが、平成37年3月末まで10年間延長されました。これに伴い、市においては、前計画である次世代育成支援行動計画を、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することで、総合的な子ども・子育て支援を推進します。



・次世代育成支援行動計画

桐生市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を包含するものです。

3 基本理念と視点

この計画では、基本理念と基本理念を実現するための視点を設定しています。

基本理念

● 子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生

9つの視点を重視した取組の推進

①子どもの視点

子育て支援サービスなどにより影響を受けるのは子ども自身であり、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されることが必要です。男女が協力して子育てを行いながら、子どもの利益が最大限に尊重されとの視点に立った取組を行います。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

③サービス利用者の視点

核家族化の進行などの社会環境の変化や市民一人一人の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

④社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるとの基本的認識のもとに、子育て支援は、国及び地方自治体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めます。

⑤仕事と生活の調和実現の視点

結婚や出産・子育てに関する希望を実現するために、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現に向けて、国及び地方自治体や企業をはじめとする関係者と連携をしながら桐生市全体の運動として取組を進めます。

⑥すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえた、広くすべての子どもと家庭への支援という観点からの施策を推進します。

⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点

当地域においては、子育て世帯や高齢者、障害者などに対し、外出支援をはじめとする様々な支援サービスを提供する民間事業者があります。また、社会福祉協議会、主任児童委員及び母子保健推進員等も活動しており、子育て支援などを通じた地域への貢献を希望する高齢者もいます。さらに、豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化も多くあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効率的に活用する取組を進めます。



⑧サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上が必要です。このため、サービスの質を評価し、向上させる観点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組を進めます。

⑨地域特性の視点

中心市街地とその他の地域との相違をはじめ、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況など地域の特性は様々であるため、各々の特性をふまえた主体的な取組を進めます。

4

取組の方向

基本目標1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

乳幼児が安全・安心に育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ちあい健やかに成長できるように乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援の充実を図ります。また、子どもを安心して産み、ゆとりを持って育てられるように、子どもや保護者の健康を確保するとともに、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら、子育てができるように子育て支援策を推進します。

【具体的な方向】

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進



【主な事業】

- 教育・保育施設の充実
平成25年度に実施したニーズ調査に基づき、利用児童の見込みを予測し、その確保のために、利用定員の変更や認定こども園への移行促進を図ります。
 - 地域子ども・子育て支援事業の推進
すべての子育て家庭のために、地域の子育て支援を充実します。
- 地域子ども・子育て支援事業（全13事業）
- ①利用者支援事業
 - ②地域子育て支援センター事業
 - ③妊婦健康診査事業
 - ④こんにちは赤ちゃん事業
 - ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦ファミリー・サポート・センター事業
 - ⑧一時預かり事業
 - ⑨延長保育事業
 - ⑩病児・病後児保育事業
 - ⑪放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

基本目標2 地域における子育て支援・保育サービス等の充実

都市化の進行や核家族化の進展などに伴い、隣近所との関わりが薄れているなどの理由から、育児への負担や不安を感じる人が増えています。このため、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の児童の養育に関する情報を提供するほか、住民同士の連帯意識の高揚に努めるなど、地域における子育てを支援します。

【具体的な方向】

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 子どもの健全育成

【主な事業】

- ・訪問などによる育児相談・支援などを実施
- ・子育てサロン（公立）、公開保育（私立）の充実
- ・病児・病後児保育事業の推進
- ・子育て支援マップ・ガイドブックの作成・配布
- ・子育て専用ホームページの充実
- ・民生委員児童委員・主任児童委員との連携の推進
- ・放課後子供教室の充実
- ・PTA活動の推進
- ・子どもアシストセンター事業の推進 等

基本目標3 母親と乳幼児の健康の確保と増進

現在、少子高齢化や核家族化の進展や女性の就労率・離婚率の上昇などの諸要因により、子どもを産み育てる環境が変化し、育児不安や親と子の心の関係、虐待などの様々な問題があります。このため、きめ細かな相談支援体制の整備や健康教育・医療の充実などを図るとともに、父親の育児参加など、男女共同参画意識が高まるよう努め、将来を担う本市の子どもが、周りの人たちの愛情を受けながら、たくましくおおらかに自立した大人へと育つ環境づくりを推進します。

【具体的な方向】

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実



【主な事業】

- ・妊産婦訪問指導の充実
- ・新生児・乳児訪問指導の充実
- ・「ママ&パパ教室」の開催
- ・母子健康手帳の交付
- ・不妊治療費の助成
- ・予防接種の実施
- ・乳幼児健康診査の実施（3か月、7か月、1歳6か月、2歳児歯科、3歳児）
- ・育児相談の実施
- ・「むし歯予防教室」の開催
- ・食に関する講座の開催（保育所・幼稚園・認定こども園）
- ・乳幼児に対する栄養指導
- ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
- ・性や性感染症に関する知識の普及
- ・小児救急医療体制の充実への働きかけ 等

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

本市では、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性に富み、豊かな情操と優れた創造力を持ち、心身ともに健全な調和の取れた人間の形成を目指して、家庭、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域社会などと連携し、多様な価値観と男女共同参画の精神を尊重した地域の教育機能の向上及び地域コミュニティの育成などに努めています。

ボランティア活動などの多様な体験活動の推進、幼児・児童・生徒の自己実現や道徳的実践力の育成、体力の向上及び健康の保持増進に努めるとともに、子ども一人一人の心身の発達や特性を踏まえた、きめ細かな指導の充実、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる力などの「生きる力」を持つ「桐生を好きな子ども」を育てる、安心・安全で充実した教育環境の整備を図ります。

【具体的な方向】

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【主な事業】

- ・男女の共同参画に対応した実践的な事業の推進
- ・個に応じたきめ細かな指導の充実
- ・学力向上実践推進事業
- ・未来創生塾の推進
- ・道徳教育の推進
- ・文化活動や芸術鑑賞の機会の充実
- ・部活動わくわくプラン21の推進
- ・学校教育相談体制の充実
- ・父親の子育て参加
- ・「桐生を好きな子ども」の育成
- ・補導活動による問題行動の早期発見及び未然防止
- ・インターネットによる犯罪被害防止の啓発及び周知徹底 等

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

都市基盤などのハード整備には継続的に取り組む必要があること、またパトロール活動などのソフト面では恒久的な継続体制を確立していく必要があります。このため、地域や学校の実情に即し、子どもの視点に立った犯罪被害防止活動を推進するとともに、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを推進します。また、子どもを犯罪などから守るための防犯教育や啓発、防犯ボランティアの支援、関係機関・団体との連携を推進します。

ホームページやふれあいメールなどを駆使した情報ネットワークの形成によって不審者などの監視体制を強く推進します。

地域を中心とした自主防犯パトロール団体の設立など安全確保を推進します。

【具体的な方向】

- 1 良質な住宅と良好な居住環境の確保
- 2 安全な道路交通環境の整備
- 3 安心して外出できる環境の整備
- 4 安全・安心なまちづくりの推進など

【主な事業】

- ・優良な賃貸住宅（市営住宅）の供給拡大
- ・利用者に優しい歩道の整備
- ・交通安全施設の整備促進
- ・街区公園の保守点検
- ・桐生市安全なまちづくり推進条例の推進
- ・パトロール活動の推進 等

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性の育児休業の取得率が低いなどの職場優先の考え方や、性別による家庭内の役割分担の意識などについては、改善されてきてはいるものの、まだ十分なものとはいえません。

したがって、男女を問わず、すべての人が仕事と家庭の時間のバランスが取れ、多様な働き方を選択できるよう「働き方の見直し」を進め、意識や考え方などの転換を図るため、企業などと連携し、広報、情報提供などを進めていきます。

【具体的な方向】

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【主な事業】

- ・企業の子育て参加の推進
- ・事業所に対する育児休業制度の普及・啓発
- ・育児休業の取得促進と整備
- ・父親の子育て参加の促進 等

基本目標7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

結婚・妊娠・出産・育児期を通じて切れ目ない支援が確保されるよう、様々な支援の充実を図ります。このため、妊産婦等の地域の実情に応じたニーズに対応し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援を行います。

【具体的な方向】

- 1 切れ目のない支援施策

【主な事業】

- ・母子保健推進員活動の充実
- ・しあわせ妊婦健康診査受診票の交付
- ・乳児家庭全戸訪問事業の実施
- ・地域子育て支援センターの充実 等

基本目標 8 子どもの安全の確保

正しい交通ルールやマナーなど交通教育の充実を図り、「自らの命は自らが守る」ための交通危機意識を養い、子どもの交通事故を未然に防止するための施策を推進します。また、交通安全施設の設置や危険箇所の対処について、スクールゾーン対策協議会で協議し、「交通事故を追放し、このまちから悲しみをなくそう」をスローガンとして、各交通事故撲滅運動に強く訴え、悲惨な交通事故を一件でも少なくする対策を講じます。

【具体的な方向】

- 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 被害に遭った子どもの保護の推進

【主な事業】

- ・交通危険箇所への対応
- ・保育所・幼稚園・小学校における交通安全教室の推進
- ・犯罪などに関する情報の提供を推進及び関係機関・団体との情報交換を実施
- ・教育研究所の相談員による訪問相談などの実施 等

基本目標 9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所との関わりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなりました。育児の負担は母親に偏重し、子育て家庭の育児の孤立が進み、育児不安や児童虐待、子どもの発達に関する相談など、様々な相談が増加しています。

このため、特に支援が必要な要保護児童家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えることができるよう、関係機関と連携して迅速に対応できるよう取り組みます。

【具体的な方向】

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等

【主な事業】

- ・要保護児童対策地域協議会の開催
- ・家庭児童相談室の充実
- ・養育支援訪問事業の実施
- ・ひとり親家庭自立相談の充実
- ・子ども発達支援の充実
- ・療育支援相談事業の充実
- ・障害児相談支援の実施
- ・心身障害児生活サポート事業の推進
- ・障害児保育事業の推進
- ・特別支援学校・特別支援学級の充実
- ・障害児の地域支援活動の推進 等



5 推進体制と進捗管理

この計画の推進にあたっては、保育所、幼稚園及び認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、子育て家庭、学校、企業、市民と連携し、また、桐生市子ども・子育て会議の意見を取り入れながら取組を推進します。

また、本市では、「PDCA サイクル」に基づいた庁内関係各課による計画の点検及び評価を毎年実施し、「桐生市子ども・子育て会議」に評価結果などを報告します。この結果は、市ホームページなどを通じて広く市民等に公表します。